

青森県報

第九百九十一号

令和七年
十一月十二日
(水曜日)

目次

告 示

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一
○道路の供用の開始……………(同) ……一

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(地域企業支援課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(中南農林水産事務所) ……三
○土地改良区の役員の住所変更……………(西北農林水産事務所) ……三

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……三

公 営 企 業

○青森県立中央病院超音波診断装置の購入に係る一般競争入札……………(病院理課局) ……四

告 示

青森県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年十二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷 地 の 幅 員		敷 地 の 延 長		備考
			前	後		前	後	前	後	
1	県道	後平馬屋尻線	青森市大字滝沢字西滝沢山国有林三八九林班に三小班から青森市大字滝沢字西滝沢山国有林三八九林班へ小班まで			一九・八一メートルから六四・〇三メートルまで	一九・八一メートルから六四・〇三メートルまで	一、四一・〇〇メートル	一、四一・〇〇メートル	

青森県告示第五百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年十二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の期 日
県道後平馬屋尻線	青森市大字滝沢字西滝沢山国有林三八九林班に三小班から 青森市大字滝沢字西滝沢山国有林三八九林班へ小班まで	令和七・二・三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン安原ショッピングセンター
弘前市大字泉野一丁目四の二 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 イオン東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 辻雅信
2 三菱HCキャピタルエースートプラス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目六の五
代表取締役 野々口剛
3 株式会社コムネット
宮城県東松島市矢本字北浦九七の二
代表取締役 佐藤隆志

4 株式会社ワークマン

群馬県伊勢崎市柴町一七三二

代表取締役 小濱英之

三 市町村の意見の概要

1 夜間に発生する騒音については、事業計画書に記載されている騒音対策の適切な実施により目標値を達成できるので、これらの対策については、確実に実施していただきたい。

2 夜間の荷捌き作業等においては、環境負荷の更なる低減を図るため車両のドアの開閉音や不必要なアイドリングを行わない等、環境保全に留意していただきたい。

3 周辺住民等から騒音に関する苦情があった場合は、適切な対応はもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をしていただきたい。

4 通学路における安全配慮について

当該計画地は、堀越小学校および第五中学校の通学区域内にあり、市道小比内松原線、泉野一号線、泉野三号線に接する出入口は両校の通学路に面しています。

今回の変更により、店舗の営業時間が児童生徒の登校時間帯を含む形で拡大されることから、当該時間帯における来客の増加や商品の搬出入、大型車両の出入り等が、児童生徒の通行に影響を及ぼすことがないよう、安全確保に十分配慮してください。

また、市道泉野一丁目八号線に接する出入口は通学路に面しておりませんが、児童生徒の通行がありますので、同様に配慮してください。

下校時間帯についてもこれまで同様、児童生徒の安全確保に最大限の配慮を継続してください。

5 人通りの少ない場所に対する巡回の実施等について

犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、適切な照明の設置、防犯カメラの設置・増設等、犯罪や非行防止対策を引き続き講じてください。

また、今回の変更により、店舗の営業時間が深夜の時間帯を含む形で拡大されることから、青少年の深夜滞留を防ぐ取り組みなど、青少年の健全育成の観点から、適切な対応を講じてください。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和七年十一月十二日から同年十二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年十一月十二日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

区役員の別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	松橋 由香里	北津軽郡板柳町大字辻字松元一〇八の二	令和七・一〇・二四

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があつたので、同条第十九項

の規定により公告する。

令和七年十一月十二日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

区役員の別	氏 名	住 所	住所変更の年月日
理 事	工藤 鶴美	旧住所 つがる市牛潟町大田光五九 新住所 つがる市牛潟町大田光五九の一六七	令和七・八・一六

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年十一月十二日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

区役員の別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	小山内 浩司	つがる市牛潟町潟上四六の二	令和七・一〇・五就任
〃	工藤 鶴美	〃 大田光五九の一六七	〃
〃	工藤 伊佐雄	〃 村上四六	〃
〃	工藤 正明	〃 塚野沢七四の一七	〃
〃	山田 申一	〃 稲垣町繁田赤簾四六の一	〃
〃	佐藤 正明	〃 下牛潟町鶴舞岬二八の二	〃
〃	佐藤 長敏	〃 牛潟町大田光七一	〃
〃	工藤 正祐	〃 下牛潟町鶴舞岬二八の二	〃
〃	木村 正義	〃 車力町下林三二	〃

監事	鳴海 司	〃	牛潟町村上一一の五	〃
〃	佐々木 慎也	〃	〃 大田光五九の一七三	〃
〃	佐藤 誠	〃	〃 下牛潟町鶴舞岬四三の一	〃
〃	加藤 哲雄	〃	〃 牛潟町塚野沢七四の九	〃
理事	佐藤 幸一	〃	〃 大田光七一の六四	七・一〇・四退任
〃	佐藤 正明	〃	〃 下牛潟町鶴舞岬二八の二	〃
〃	工藤 俊典	〃	〃 〃 四二の一	〃
〃	工藤 長敏	〃	〃 牛潟町大田光七一	〃
〃	佐々木 昭二	〃	〃 柏山一五	〃
〃	工藤 伊佐雄	〃	〃 村上四六	〃
〃	工藤 鶴美	〃	〃 大田光五九の一六七	〃
〃	山田 申一	〃	〃 稲垣町繁田赤旗四六の一	〃
〃	工藤 正明	〃	〃 牛潟町塚野沢七四の一七	〃
監事	小山内 浩司	〃	〃 〃 湯上四六の二	〃
〃	佐藤 誠	〃	〃 下牛潟町鶴舞岬四三の一	〃
〃	鳴海 司	〃	〃 牛潟町村上一一の五	〃
〃	加藤 哲雄	〃	〃 塚野沢七四の九	〃

公 営 企 業

青森県立中央病院超音波診断装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年十一月十二日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
超音波診断装置 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

- 5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

- 6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和七年十二月五日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和七年十二月二十三日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和七年十二月二十三日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三
三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切
り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be purchased:

(1) Ultrasound system.

(2) Specification and quantity of
other products will be referred
to a bid manual.

2 Time limit for tender :
10:00 a.m. 23 December 2025

3 Contact point for the notice :
Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori City, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭